

平成29年 9 月和水町議会定例会会議録

平成29年 9 月 8 日和水町議会第 3 回定例会を議場に招集された。

1. 平成29年 9 月 8 日午前10時00分招集
2. 平成29年 9 月 8 日午前10時00分開会
3. 平成29年 9 月 8 日午後 0 時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(13名)

1 番 生 山 敬 之	3 番 蒲 池 恭 一	4 番 豊 後 力
5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次	7 番 小 山 暁
8 番 庄 山 忠 文	9 番 荒 木 拓 馬	10 番 池 田 龍之介
11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾	13 番 高 巢 泰 廣
14 番 杉 本 和 彰		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

2 番 森 潤一郎

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 原 望	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼住民課長	高 木 洋一郎
会 計 管 理 者	池 本 文 雄	まちづくり推進課長	高 木 浩 昭
税 務 住 民 課 長	石 原 康 司	健康福祉課長	高 岡 悦 雄
商工観光課長	前 渕 康 彦	建 設 課 長	中 嶋 光 浩
農林振興課長	富 下 健 次	学 校 教 育 課 長	樋 口 哲 男
社会教育課長	荒 木 和 富	農業委員会事務局長	石 原 忠 邦
町立病院事務部長	池 田 宝 生	特別養護老人ホーム施設長	樋 口 幸 広
学校統合推進室長	下 津 隆 晴		

-
12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 所管事務調査
- 日程第6 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第7 議案第30号 和水町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第8 議案第31号 和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第9 発議第1号 和水町議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第10 議案第32号 平成29年度和水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第33号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第34号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第35号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第36号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第37号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第38号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第40号 指定管理者の指定について
- 日程第18 認定第1号 平成28年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第2号 平成28年和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第3号 平成28年和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第4号 平成28年和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第5号 平成28年和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第6号 平成28年和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第7号 平成28年和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第8号 平成28年和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第9号 平成28年和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第10号 平成28年度和水町病院事業会計決算
- 日程第28 陳情等の委員会付託等について

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。

おはようございます。御着席ください。

ただいまから、平成29年第3回和水町議会定例会を開会します。

森潤一郎君から、本日9月8日から9月19日まで体調不良のため欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日は、各報道関係の皆様より、写真、ビデオカメラの撮影の申し出がありましたので、許可

しています。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、３番、蒲池恭一君、４番、豊後力君を指名します。

日程第２ 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月19日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月19日までの12日間に決定しました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（杉本和彰君） 日程第３、諸般の報告を行います。

平成29年第３回和水町議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例３件、補正予算７件、その他２件、決算10件、報告１件、人事１件の計24件であります。

この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう、切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会、監査委員の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告は、６月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の２第３項の規定に基づく報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にてお手元に配付しておりますとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第４ 行政報告

○議長（杉本和彰君） 日程第４、行政報告を行います。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆さん、おはようございます。町長の福原でございます。

平成29年度第3回和水町議会定例会の開会にあたりまして、議長のお許しを得て御挨拶並びに行政報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、本会議に際し、御多用な中を諸事お繰り合わせの上、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議会閉会中における常任委員会、全員協議会、各種視察研修など、精力的な議会活動とあわせ厚く御礼を申し上げます。

また、町民の皆様には平素より町政に関心を寄せられ、様々な御意見とともに叱咤激励をいただいておりますことに敬意を表し、加えて日頃の御理解、御協力に対し感謝を申し上げる次第でございます。

さて、ここもと国内外の情勢は、まさに混沌とし、先の通常国会においては、共謀罪法案が賛否両論の激しい中で成立し、加計学園、森友学園の問題、また相次ぐ閣僚、議員の発言、不祥事、スキャンダルも重なり、内閣改造が敢行されましたが、今なお内閣支持率は、不支持率が上回っている不安定な段階にありますことは、皆様御案内のとおりでございます。

また、国際的には米国トランプ政権の保護主義的強硬路線が取りざたされている中、北朝鮮のミサイル発射、核実験は、まさに一触即発ともいえるべき重大な紛争危機に直面をしているところでございます。

その間、7月5日から6日には福岡県朝倉市周辺、大分県日田市周辺において、記録的短時間豪雨により36名の犠牲者とともに甚大、重篤な被害が発生いたしました。今なお行方不明者の捜索が続けられ、全国各地でも豪雨被害が相次いでおります。

本町でも和仁川流域で、一時危険水域に達し心配をいたしましたでしたが、大きな被害には至らず安心をいたしましたところでありましたが、つけても被災地の住民の方々が一刻も早く日常の生活を取り戻されることを願ってやみません。

町内の主要行事について御報告をいたします。

7月9日及び16日、和水町を主要会場に玉名郡民体育祭を行い、本町選手団は総合優勝を果たしました。9月16、17日の両日に開催される熊本県民体育祭に、本町からは79名を玉名郡代表選手として送り出すこととなりました。

また、7月30日には副市長を団長に韓国公州市の訪問団が来訪され、8月1日まで滞在をされました。8月5日には、和水町古墳祭関連行事として、和水川舟ペーロン大会、中学生バドミントン大会及び古墳祭前夜祭を挙行いたしました。8月6日の本祭、炎の宴は台風の影響を鑑み中止の判断をさせていただきました。花火については、8日に延期し実施をいたしましたけれども、御尽力をいただきました皆様には、御協力に感謝を申し上げますとともに、本祭の中止については、大変申し訳なく存じますとともに御寛容を賜りたいと存じます。

また、8月13日は「くまモン」、その他のゲストを迎え、夏祭り盆踊り大会を開催、例年以上と思われる来場者があり、盛会裏に終了いたしました。

27日には、分館親善ペタンク大会を開催、51分団217チーム、815名の参加を得て、盛大な大会となりました。ここもと菊水地区からの参加も増え、成績も向上していることを喜んでおります。

9月5日には、平成29年度金婚等表彰式を執り行い、本年度は金婚御夫妻が38組、ダイヤモンド婚25組、プラチナ婚2組、また米寿が103名、百寿が14名と多数の皆様が表彰をお受けになりました。高齢者の皆様方には、ますますの御健勝と御長寿を祈念申し上げますと同時に、高齢化が進む中で介護予防事業の充実をはじめ、安らぎの長寿社会を目指していかなくてはならないことを痛感をいたしました。

9月6日には、和水AG会及び婦人部により、町内96名の独居の高齢者の方々に温泉宅配と弁当の配達を実施いただきました。関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと存じます。

産業事業面では、本町岩地区、山鹿市小群地区にまたがる太陽光発電事業の起工式が7月20日、8月3日の両日に分けて行われ、今年度内完成に向け着工をされました。最終的には50数メガワットの県内最大級の太陽光発電施設となる計画で地元岩地区をはじめ、また大変お世話になります。

また、8月20日には、春富保育園の新園舎落成式が挙行されましたが、新たに学童保育専用ルームも整備され、幼保児童教育の充実が期待されるところでございます。

そのほか国・県関係、玉名郡市関係事案が多数ありますが、時間の都合上、お手元の平成29年9月定例議会行政報告にて御確認をいただきますようお願いを申し上げます。

長くなりますが、特定の3事案につき状況の御報告を申し上げます。

第一が学校施設の整備に向けての状況であります。まず、熊本地震後の中学校、小学校の体育館つり天井の対応が終了した後、町内小・中学校の普通全教室に8月下旬までにエアコンの設置が終了いたしております。

また、耐震補強工事につきましては、菊水中央小学校校舎の補強工事の竣工検査が昨日9月7日に終了し、菊水中校舎は10月を目途に順調に工事が進んでおります。また、一部大変御心配をおかけいたしましたけれども、菊水中体育館においても再入札により、当初予定の年内完了を目途に現在では順調に進んでいる状況でございます。

県内で唯一未達でありました学校施設の耐震化につきましては、議会の御理解、御協力をいただき解消できる見込みが立ったという現状でございます。

大規模改修につきましては、菊水中校舎、体育館、プール、菊水中央小学校の校舎、プールに関し、実施設計を委託し、それぞれの対応に向けて進めている段階でございます。詳細については、一般質問もいただいておりますので、その節に担当課を含め御説明も申し上げたいと存じます。

次に、金栗四三翁のNHK大河ドラマへの対応であります。

まず、御生家の購入に関わる売買契約が成立し、現状、室内の整理等々の段階でございます。今後は早急に活用方法についての詰めを行っていかなくてはなりません、極力広い角度からの見解も求めてまいりたいと考えております。

また、大河ドラマ館設置などを主体に住民説明会を実施し、地元を中心とした意見も伺わせて

いただきました。8月24日には、大河ドラマ「いだてん」和水町推進協議会の設立総会を開催し、行政とともに各団体機関の皆様主体的に活動をいただく機運を盛り上げていく組織にしたいと考えております。また、民間との提携、土産物等の開発等に向けても具体的な検討も行っているところでございます。

8月30日から31日にかけて、生家の活用法、箱根駅伝、オリンピック、金栗マラソンとの結び付けなどを含め、関係機関本部への挨拶回りや打診等を行ってまいりました。今後は、具体的な連携の詰めを行ってまいりたいと存じております。玉名市、南関町との連携につきましては、既に三度ほど協議の場を持ち、ほどなく推進協議会の立ち上げが実現できると思っております。町内の推進組織、広域での推進組織のいずれにも、熊本県あるいは玉名地域振興局、熊本県観光連盟等に参加をいただき、連携を図れるように配慮をいたしているところでございます。

最後に、日本遺産の活用推進につきましては、現在は本部事務局が中心となり、今後の具体的な活動の調整を行っている状況にあります。和水町が初年度は食と農に関する分科会を担当することは決まっておりますので、活動方針が明確化したところで具体的な活動を展開したいと考えております。

以上、駆け足となりましたが、行政報告を申し上げます。

任期4年間のうち、余すところ半年を残す状況でございますけれども、諸課題に全力で取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

本定例会におきましては、先ほど議長からも御紹介がございましたように、条例事案2件、補正予算7件、その他事案2件、決算議案10件、報告事項1件及び人事事案1件を上程いたしております。

よろしく御審査のほどを賜りますようお願い申し上げます。行政報告と御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。御静聴ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） これで、行政報告は終わりました。

日程第5 委員長報告 所管事務調査

○議長（杉本和彰君） 日程第5、所管事務調査について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木拓馬君

○総務文教常任委員長（荒木拓馬君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

7月20日と21日に行いました。今回は鹿児島方面を研修地として選定いたしました。その理由といたしましては、金栗四三氏が2019年NHK大河ドラマの主人公の一人に選ばれ、和水町または議会が、どのような点に着目し取り組んでいけばよいのか、2018年のNHK大河ドラマ「西郷どん」の舞台となる鹿児島市の取り組み状況を学び、もう一つは、我が町が直面している学校統合による廃校の利活用について、その実情を研修するために、日置市と伊佐市を選定したところであります。

今回、総務文教関係といたしましては、委員5名と総務課より2名の7名で研修を行いました。7月20日、早朝6時半に本町を出発いたしまして、10時からの鹿児島市役所での研修では、鹿児島市の観光に関する取り組み、明治維新150周年大河ドラマ「西郷どん」放送に向けての取り組みについて説明を受けました。

まず、鹿児島市としては、大河ドラマの誘致活動には、ずっと活動は続けてきておられ、その結果として、今まで「翔ぶが如く」、また「篤姫」、そして、今回の「西郷どん」の放映につながっているのではないかなというところでありました。

我々の町では、ふっと飛んできたような感じで、そのあたりが大きな違いを感じたところでありました。なんといっても維新のふるさと鹿児島市を広報やPRのメインに県内外に情報発信が行われており、メディア、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、ラインなどの活用や、特に観光関係においては、民間が事務局を行い、官民一体となった取り組みや活動がなされており、歴史ロードの解説、もてなし隊、キャラクター、イベント講習会の開催、ラッピングバス、ラッピング電車、毎年の映像の製作などのほか、攻めの姿勢で次の新しい魅力づくりとして観光資源の掘り起こしと、生産物や加工品等の開発に、そして、今あるものの魅力の掘り下げ、磨き上げに取り組んでおられ、あらゆるものを活用し、徹底した仕事に感心されたところでありました。

大河ドラマ館につきましては、前回の「篤姫」の時が入館者が67万人で、これらによる全体の経済波及効果は、262億円を生み出したということでございました。今回の「西郷どん」の大河ドラマ館は、入場目標者数が50万人ということだそうです。

次に、「廃校リニューアル50選」、廃校の芸術の火がともる小学校がギャラリーにというたい文句で、日置市吹上町にある旧野首小学校は、明治12年に開校し、約1世紀にわたり多くの卒業生を送り出してきましたが、少子化、過疎化の波に逆らうことはできず、昭和60年廃校となったところであるが、平成15年、文部科学省の取り組みによって「廃校リニューアル50選」としてアトリエとギャラリー、そして絵画教室として蘇り、洋画家、佳月優氏によって芸術という手法を通して、徐々にではあるが町に文化を与える場所として、息吹を取り戻したということでございました。

佳月優氏は、美術展で数多く入賞を果たされ、日展特選も二度受賞され、40代で日展審査員を務め、44歳で日展会員になられましたが、2年後退会し無所属となり、現在に至っておるというようなことでもございました。

絵画教室の生徒さんの中には、いろいろな美術展で入賞を果たされた方も多数おられるということで、その成果というものが現れているんじゃないかと、効果というものが現れているんじゃないかなというように感じました。

施設を見た時に1階建ての木造建築ということで、施設のメンテというようなものが、これから非常に課題になってくるんじゃないかなというように思いで帰ってきたところでもあります。

7月21日は、旧大口南中学校を活用した総合交流拠点施設ということですが、曾木の滝の近くにあったというように思います。

平成26年度に総事業費7,195万5,629円で国庫補助金が3,550万円ということで整備されたもので、目的といたしましては、子育て支援、世代間及び地域間交流並びに地域産業の活性化を目的として設置されたものであるということでございました。それに関わった課としては、伊佐市の企画政策課ということでございます。

事業内容といたしましては、子育て支援事業ということで、子どもの一時預かり、保護者の社会活動や参加促進に係る事業と子育てに関する講演会、それと地域や世代を超えた交流事業ということです。

2番目に、ものづくり体験や食をテーマにした交流事業ということで、和紙づくり、紙すきですけれども、それとピザ釜等を活用した交流事業とか講習会ということでございました。

三つ目に、地域産業振興に関する事業ということで、地域企業等への研修施設としての貸し出し、それと産業振興に関するイベントなどということで、活用されていたわけでございます。

しかしながら、この施設は3階建ての中学校の鉄筋コンクリートでしたけれども、今後の維持管理については、いろいろ見た感じでは鉄筋が爆裂したところも見ておりまして、今後いろいろと問題は出てくるんじゃないかなというところで感じたところであります。

これをもって、総務文教委員会の所管事務調査報告を終わります
お疲れさまです。

○議長（杉本和彰君） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 蒲池恭一君

○厚生常任委員長（蒲池恭一君） 改めまして、おはようございます。

厚生常任委員会の所管事務調査を報告させていただきます。

来たる平成29年7月20日及び21日におきまして、佐賀県唐津市民病院きたはた、及び福岡県北九州市立特別養護老人ホームかざし園を研修先とさせていただき研修させていただきました。

参加者は、体調が悪い森議員さんと、杉村議員さんが欠席になりましたが、議員3名、そして職員の病院の事務部長、そして福祉課長、そしてきくすい荘の施設長と6名で研修をさせていただきました。

まず、唐津市民病院きたはたにおきましては、本年6月に全国自治体病院優良病院を受賞され、それが今回の研修先にさせていただいた一番の理由であります。

昭和25年8月に、北波多村立病院として開設され、平成17年1月に市町村合併により「唐津市民病院きたはた」と名称が変えられました。平成17年4月に新築移転が行われ、全56床を一般病棟から療養病床へ転換されております。

病院には、保健センターと在宅介護支援センター、訪問看護ステーションを併設されており、病院と保健センターとの合築による地域包括ケアの拠点を使命とされた取り組みが推進されており、本当にすばらしい病院だなと思ったところでもあります。近隣に日赤、急性期病院等、また隣には民間移譲された特養30床等の介護施設等があり、これらの事業所との連携、役割体制が確立されることが経営の安定につながっているものと推測したところでもあります。急性期病院、

施設、患者とを病院がつなぐ地域密着ハブ病院という役割、使命のもと、今年度独自に地域包括看護師を施設され、地域の虚弱高齢者の把握に努められることも、素晴らしいことだと研修したところでもあります。

我が町においても費用の削減等をしなければならないという中で、費用削減においては給食業務を単年度契約から3年間の長期契約に変更されることや、検査等についても委託を事業所に勧められるなど、または看護師等の職員の定年による退職分を補充せず、非常勤の委託化することで人件費の削減等をされていることも素晴らしいことではないかなと思ったところでもあります。

ただ、職員総数に対する委託職員数の割合が5割を超えることにより、職員の高齢化等、問題が生じていることが、今後協議をされているということでありました。

次に、北九州市立特別養護老人ホームかざし園におきましては、昭和58年に市が開設以来、北九州市福祉事業団が管理委託をされてきたが、平成18年度から指定管理制度の導入により指定管理者として運営されておられました。施設の取り組みといたしましては、空きベッドが生じた場合は1週間以内に次の待機者を入所させたり、1カ月以上の入院見込みのある場合には、いったん退園させられる等を行うことにより、黒字経営を図られておられました。

市との契約では、20万円以上の修繕や備品の購入につきましては、市が対応をするということになっておりますが、緊急の場合や市が予算がない場合等におきましては、園のほうで支出されているということでありました。

また、我が町のきくすい荘との違いは、平均介護度が、きくすい荘3.8に対しまして、かざし園が3.9、利用率が、我がきくすい荘が39.8に対しまして、99.4%。また、介護職員が利用者数55名、我が町の半分であります、職員が19名、我がきくすい荘は46名の半数以下。そして、何より正職員が4名、委託職員が13名、臨時職員が2名ということですね、こういうことにより経営が黒字化になっていることも、ゆがめない事実であります。

事業団は、平成16年度までは市の給与表を準用されておりましたが、事業団から平成17年度に給与制度改革を実施され、約2割の人件費の削減が図られておられました。人件費は77.1%と、ちょっと若干高いかなと思いましたが、しっかりと黒字経営がされているのも事実であります。

また、今回の研修を通じまして、我が町におきましては、病院、利用施設等も人件費等をどうやって削減することができるかが今後我が町においても考えていかなければいけない、ゆがめない事実でありますので、そういうところを今後常任委員会等でしっかりと審議をしながら、議員と執行部とがともに意見を持ち合いながら、このきくすい荘並びに病院を今後維持管理できるようにしていかなければと、研修を終えたところであります。

以上をもちまして、厚生常任委員会の所管事務調査報告に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） これで、厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 豊後 力君

○建設経済常任委員長（豊後 力君） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員長の豊後でございます。

まずもって、今回の九州北部豪雨により甚大な被害を受けられました皆様に、お見舞いを申し上げます。

それでは、建設経済常任委員会先進地視察研修報告をいたします。

今回は、農業の6次産業の取り組みと、NHK大河ドラマに関する先進地事例研修を目的に、常任委員4名、富下課長、前淵課長、6名にて視察研修をいたしました。

日時は、7月19、20日の2日間、研修先に鹿児島県鹿屋市、株式会社オキス、鹿児島県鹿児島市役所、鹿児島県指宿市役所の3カ所を視察いたしました。

初日に、鹿屋市の6次産業に取り組まれている株式会社オキスを訪問し、代表者の岡本孝志氏より会社の概況説明を受け、工場見学を行いました。昭和51年に岡本産業として創業、林業と運送業を主要事業として経営されておりましたが、平成18年に農業部門を新設し、当年度7月に農業法人株式会社オキスを設立、資本金1,000万円、従業員数10名から20名、販売品目は乾燥野菜、生鮮野菜と、特徴として業務用を得意とする原料供給会社と説明を受けました。農林水産省、経済産業省より農商工連携事業、6次産業総合化事業、地域産業資源活用事業の認定を受け、平成27年には、第10回南日本経済賞を受賞されております。

地域の現状として、地域住民の高齢化に伴い農業がすたれていく中、高齢者の方々が生産する野菜等を買取り、商品化し利益還元に注力されております。乾燥野菜は全てカット処理乾燥のため、等級にこだわらず、全て商品化の道があるということでございます。

今日まで、いろいろな品物を試験・研究しているが、個人ではなかなかできるものではないとのこと。施設や機械器具、販売方法等がネックとのこと。大型店舗との契約はやらない。理由として、クレーム処理等による全量引き取りのリスク、また受注量に対してのコスト等があげられました。その中で、原料持ち込み商品化をされる場合は、工場を開放し、協力は惜しまないとのことでした。

株式会社オキス研修で感じたことは、一つの商品を価値あるものに育てるためには、研究・努力が不可欠と感じました。事業として成り立つためには、いろんな研究機関等とのコラボが大事と考えます。和水町の農畜産物が6次産業化により、なお一層の付加価値を生み、地域の利益につながるよう思案すべきと確信をいたしました。

オキスの経営理念は、「地球にやさしい企業づくり、台地のものは全て誠に生かし、全ての人を誠に生かしつつ、その全てをエネルギーに変えて企業を育み、郷土を元気にする」とあります。株式会社オキスにおかれましては、経営理念のもと、ますますの飛躍を期待します。

次に、2日目に鹿児島市役所で大河ドラマ「西郷どん」鹿児島市推進協議会について、総務文教常任委員会と合同の研修となりました。先ほど、総務文教委員長より説明がありましたが、これに共有する部分があるかと思えますけれども、私なりに書きとめておりますので、説明をいたしたいというふうに思います。

池田政務調査課長より、歓迎の挨拶と市の概況について説明をいただきました。

鹿児島市は、観光未来戦略を策定し、「稼ぐ観光の実現」を進めており、明治維新に至るまで

のストーリー性のある歴史を教育にも活用、小学校5年生の教材に漫画で明治維新と鹿児島市の偉人を理解できるものを活用し、地元についての理解を深め、愛着を高める取り組みをしながら、地元を語れる人を育てているとのことでした。

大河ドラマ「篤姫」に続き、明治維新150周年大河ドラマ「西郷どん」放送に向けての取り組みについて、明治維新150周年「西郷どん」推進室室長、上堀内氏、主査末吉氏より説明をいただきました。

鹿児島市については、平成24年度から平成30年の明治維新150周年に向け、観光プロモーション課にて事業展開をしており、大河ドラマ誘致活動の成果により、平成28年9月に大河ドラマ「西郷どん」の製作発表がありました。新たに大河ドラマ事業を追加するとともに、明治維新150周年「西郷どん」推進室も設けられております。

民間企業や観光協会など、自治体以外の団体が各事業に深く携わり、事務局も担っているケースが見受けられました。平成20年放映の大河ドラマ「篤姫」でも大河ドラマ館を設置し、大河ドラマ事業を展開、来館者は66万人、目標は50万人とのこと。運営は自治体直営により運営されておりました。

今回の「西郷どん」では、来館目標を年間50万人に設計し、ドラマ館運営はプロポーザル方式で選定し、委託運営方式を採用。ドラマ館概要としては、敷地面積1万3,000平米、建物、イベント広場、遊び広場、駐車場等で行いました。建物面積1,000平米、展示スペースを500平米とっておられます。建物は、プレハブ式で新設し、閉館後は更地にして公園化の予定とのことでした。

設置期間は、平成30年1月13日から平成31年1月14日まで、入場料は大人600円、小人300円、予算規模は2年間で4億7,051万2,000円、県補助5,000万円、編成人数は推進室5名、前回の篤姫時のスタッフは、今回配属されていないということで、運営方法も変化しており参考になることが少ないとのことでございます。ハード事業、ソフト事業と、分野が多岐にわたるので、適材適所で人材が必要とのことでした。

今回、御縁があり鹿児島第一交通の乗務員の方とお話することができました。この方は一般市民であり、西郷隆盛のルーツを文献等からひも解き、1冊の資料として作成されておりました。その資料が、私の手元にあります。もし、これをごらんになりたいという方があれば、私のほうまでお申し出ください。また、一般市民や企業等の支援がなければ成功には結びつかないと感じました。

次に、鹿児島県指宿市の指宿西郷どん館実行委員会の視察研修をいたしました。

鮎川議会事務局次長より歓迎のあいさつを受け、指宿市の概要について説明をいただきました。指宿市は、現在市民4万669名、1万8,247世帯、議員定数20名とのことです。

観光課観光企画係長、大道祐子氏より、指宿西郷どん館実行委員会について説明をいただきました。指宿市との関わりは、西郷隆盛が明治7年に犬13匹を連れて、約1カ月滞在した温泉地があるなどのゆかりがあり、明治維新へ指宿が果たした役割などに焦点を当てた展示とあわせ、大河ドラマ館「指宿西郷どん」を設置し、入館者8万人を見込むとのことです。

平成20年の大河ドラマ「篤姫」放映時も大河ドラマ館を設置、2年間のドラマ館事業費は9,000万円、入館者17万5,000人とのことでした。

今回のドラマ館の概要は、現在の施設を活用し、展示スペースは150平米を確保、NHKエンタープライズへの展示料については2,000万円で協議依頼中とのことでございます。

運営方法は、自治体直営方式とし、職員2名を配属の予定ということです。予算規模は2年間で合計1億円、県補助1,000万円、実行委員会以外の事業として駐車場の整備や観光看板設置等に1億6,000万円の事業を計画中とのことでございます。指宿西郷どん館実行委員会の立ち上げを8月3日に予定をされておりました。

最後に、今回の研修においては、農業関連1事業所、大河ドラマ館実行委員会2市の視察を終え感じたことは、6次産業化、大河ドラマ館とも共通点として、創意工夫、フットワーク、相互連携、身の丈にあった事業推進が必要と考えます。一時的な経済効果に依存せず、我が和水町が未来永劫歴史的な礎を願ひ研修報告といたします。

○議長（杉本和彰君） これで、建設経済常任委員長の報告を終わります。

日程第6 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第39号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） それでは、議案第39号の提案理由の説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年9月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中、「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改め、別表第2第3条第1号に関する事務の項中「、公立玉名中央病院企業団」を削り、同表第3条第9号に関する事務の項中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附則、この条例は、平成29年10月1日から施行する。

提案理由でございます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが議案を提出する理由でございます。

本議案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります公立玉名中央病院企業団が病院事業を地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合として、一部事務組合へ移行することに伴い、規約の一部変更を行うものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 和水町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第30号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第30号、和水町個人情報保護条例の一部改正について御説明いたします。

和水町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治。

和水町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

和水町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

まず、今回の一部改正につきましては、上位法令等の改正に伴い、条例を改正することから、まず提案理由の説明のほうからいきたいと思いますので、提案理由のほうをごらんいただきたいと思います。

議案書の最後のほうにあるかと思います。説明いたします。

提案理由、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業創出、並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する

ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

以上の法律の改正に伴いまして、町の条例を改正いたします。

それでは、最初の改正内容の説明を行います。最初のほうにお戻りください。

まず、第2条第2項の条文の説明が記されてございます。そもそもこの第2条につきましては、個人情報の定義について定めたものでございます。それを具体的に掲げておりますアとイに記載したものです。それでは読み上げます。

第2条第2号中「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

次のアとイで具体的に記載してございます。

アといたしまして、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）、つまり電算処理ファイル等々に含まれる個人情報を指すものでございます。続きます。

で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいうでございます。以下同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）ということです。

アを括弧の説明を除いていいますと、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものということでございます。これがアの内容でございます。

イといたしまして、個人識別符号が含まれるもの、です。この個人識別符号とは、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報のことを指すものでございます。

続いて、第2条中第10号を11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加えると。これは次の要配慮個人情報も含めることとされたことから、4号として追加するものでございます。以下、読み上げます。

4号、要配慮個人情報、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう、でございます。

続きまして、第6条第3項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項各号を削ると。

第8条中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録という。）」これを「電磁的記録」に改める、ということです。

第15条第1項第5号の次に次の1号を加える。

ここから、以下につきましては、新たに追加となった項目による条項、各号を変更するものでございます。省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する、でございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。ただいまの提案理由の主たる部分を補足いたしますと、1ページ、第2条第2号では、個人情報の定義について、行政機関、個人情報保護等の改正法を踏まえた個人情報の定義を明確化する改正を行っております。アとイが議案書で説明した内容となっております。

次に、2ページをごらんください。

第2条第4号、ここでは要配慮個人情報の定義について、個人情報保護法及び行政機関の個人情報保護法の改正により、要配慮個人情報と改訂され、情報を改めることが適当との考え方が示されていますので、改正後の行政機関個人情報保護法第2条第4項の規定と同様の規定といたしております。

最後に4ページの第19条第3号と、5ページの第20条第2項では、行政機関個人情報保護法等改正法と同様に個人識別符合の概念を加えた規定と同様の規定に改正を行っているところでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第31号 和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第31号「和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 議案第31号、和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正について。

和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治。

和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例。

和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表の2の表松の間の項中「3時間2,000円」を「1時間1,000円」に改め、「(1時間増すごとに1,000円を加算する。)」を削り、同表霧の間の項中「3時間2,000円」を「1時間1,000円」に改め、「(1時間増すごとに1,000円を加算する。)」を削り、同表、梅の間の項中「3時間2,000円」を「1時間1,000円」に改め、「(1時間増すごとに1,000円を加算する。)」を削り、同表楓の間の項中「3時間2,000円」を「1時間1,000円」に改め、「(1時間増すごとに1,000円を加算する。)」を削る。

附則、この条例は、平成29年10月1日から施行する。

提案理由でございます。

和水町三加和温泉ふさと交流センターにおける2階貸部屋利用者の利便性の向上及び経営の健全化を図るため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

補足いたします。

現在、2階の貸部屋の利用状況は、月10件程度と少ない状況でございます。これは利用時間が3時間ということで、比較的長時間であることが、利用者が少ない原因の一つであると考えます。指定管理者のほうからの要望に基づき、その原因を改善するために利用時間を1時間に変更することで稼働率の向上を図りたいと思っております。

なお、稼働率が向上することに伴い、清掃等の維持コストが上がるということで、時間当たりの単価を引き上げさせていただいております。

以上が提案理由でございます。御審査のうえ御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第9 発議第1号 和水町議会議員定数条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、発議第1号「和水町議会議員定数条例の一部改正について」を議題とします。

提出理由の説明を求めます。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから発議第1号、和水町議会議員定数条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

和水町議会議員定数条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

本条例の一部改正の提出理由は、議員定数の適正化を図ることから、和水町議会議員定数条例を改正するものである。

これが、この条例案を提出する理由であります。

和水町議会議員定数条例の一部改正について。

和水町議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

和水町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

和水町議会議員定数条例（平成20年和水町条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「12人」に改める。

別添の新旧対照表をごらんください。

改正前、地方自治法（昭和22年法律第67号第91条第1項）に基づき、和水町議会議員の定数を14人とするを改正後は、地方自治法（昭和22年法律第67号第91条第1項）の規定に基づき、和水

町議会議員の定数を12人とするものであります。

元に戻ってください。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

以上が、和水町議会議員定数条例の一部改正についての提案理由であります。

どうか慎重に御審議のうえ、御採択賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時8分

再開　午前11時20分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10　議案第32号　平成29年度和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君）　日程第10、議案第32号「平成29年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長　上原真二君

○総務課長（上原真二君）　それでは、議案第32号、平成29年度和水町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。

平成29年度和水町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,037万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,347万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表　地方債補正」による。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

まず、第1表、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正は、7ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書にて、主なものを説明を申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

10款地方交付税の補正額として、1,169万5,000円を減額するものです。国からの交付決定を受けて行うものです。

その下、12款分担金及び負担金、国の補正額として385万5,000円を追加するものです。これは

梅雨前線豪雨による災害復旧に関わるもので、農地等災害復旧事業分担金として、農地災害9カ所に係る受益者等分担金と単県治山事業分担金とし、民家の裏山の法面崩落2カ所に係る受益者の分担金でございます。

その下、14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金の補正額として1,820万9,000円を追加いたします。これは現年度公共土木災害復旧負担金で7月5日から10日の梅雨前線豪雨による町内11カ所の河川道路の災害復旧に係る分です。

その下、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の補正額といたしまして、417万3,000円を追加いたします。これは社会保障税番号制度システム整備に係る補助金でございます。総合行政システムに係る改修補助が約35万円、住民基本台帳システムに係る改修補助が382万円でございます。

その下、2目民生費国庫補助金の補正額として、530万4,000円を追加いたします。これは介護予防拠点整備事業に係る補助金です。お茶の間筋トレ体操等の実施を促すための地域公民館等の整備に充当するものです。本年度は、下津原東区、大田黒区、板楠東区を実施計画です。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の補正額として744万5,000円を追加いたします。これは、平成28年度熊本地震復興基金交付金です。県は新たに交付金の対象となる事業を追加いたしまして、その改正を平成29年5月に施行していることから、本町におきましても、新たに対象事業となるものの調査を行い執行するものです。

主なものといたしまして、消防施設、自治公民館、共同墓地、その他、地域コミュニティ施設などの再建支援事業として、13の事業に取り組むものでございます。

その下、4目農林水産業費県補助金の補正額として、398万9,000円を追加いたします。主なものといたしまして、熊本土土地利用型農業競争力強化支援事業補助金で、農業機械購入の補助金でございます。

9ページから10ページにかけて御説明いたします。

その下、8目災害復旧費県補助金の補正額といたしまして、1,890万5,000円を追加いたします。これは梅雨前線豪雨による災害復旧に係るもので農地等災害復旧事業補助として、先ほど言いました農地災害9カ所に係る県補助金と単県治山事業に係る補助として、民家裏山の法面崩落にかかる2カ所分の県補助金でございます。

20款諸収入の補正額として、816万4,000円を追加いたします。内訳は、説明欄をごらんいただきたいと思います。熊本県市町村振興協会から市町村振興事業補助金として、140万7,000円、これは町の財務会計システム管理経費に充当をいたしております。また、その下、市町村交付金といたしまして、617万6,000円、これにつきましては、文化事業に充てるもので、そういった振興を目的として公民館等々の事業に充当をいたしております。雑入、まちづくり推進課は、イベント補助として30万円を追加、その下、コミュニティ事業自主防災組織の事業費として、これは吉地の里への事業を計画しておりましたけれども、事業が不採択となったことから減額を行うものでございます。その下、市町村振興協会交付金、被災地支援といたしまして、228万1,000円、これは和水の農産物ブランド化及び消費拡大の事業に充てるものでございます。

21款町債、1項町債、4目の土木費に470万円を追加いたします。これは7月の豪雨による被災した農地水路で、事業費が40万円に満たないもので、国の補助事業に該当しない事業への土木費補助金として充てるものでございます。その下、7目災害復旧事業債に1,040万円を追加いたします。また、公共土木災害復旧事業債に900万円です。それと自治公民館再建支援事業に140万円を充当するものです。このことは、後ほどの第2表、地方債補正でも申し上げます。

最後に、臨時財政対策債を1億2,551万9,000円を減額いたします。これは、平成29年度の当初予算作成の時期、具体的に申し上げますと、今年2月頃の国からの情報を基に予算措置したものでございます。具体的には、国が示す地方財政計画の中での伸び率等を参考にし、当初予算を算出いたしましたけれども、見込額があまりに大きすぎたことによる減額です。

詳細申し上げますと、過去5年間の当初予算の平均計上額は2億5,100万円程度でございます。この金額に先ほど申し上げました地方財政計画、この中では13%の伸び率を掲げてありますので、13%の伸びを見込んだところでございます。

さらに国の普通交付税の財源不足の臨時財政対策債という形で補う関係から、国の厳しい財政状況を加味しまして、この臨時財政対策債のほうに、さらに5%上乗せいたしまして、18%で計画を当初いたしておりました。結果、今申し上げたことが、見込みが大きくはずれたものによる減額でございます。非常にちょっと大きい金額を減額いたしますので、詳細に説明をいたしましたところでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、12ページをお開きください。

歳出の主なものを説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を373万6,000円減額いたします。これは大河ドラマの決定を受けて、7月と8月に商工観光課のほうに増員するという人事異動により行ったものでございます。以下、これに伴う人件費の増減について、各項目で補正をやっておりますけれども、以下の増減については、説明を省略させていただきます。

その下、5目財産管理費に151万円を追加します。これは旧神尾小学校体育館の屋根防水工事に追加いたします。熊本地震後の資機材、人件費等の高騰による追加でございます。その下6目企画費に579万4,000円を追加いたします。主なものは、19節負担金、補助及び交付金に465万5,000円を追加いたします。これは地域コミュニティ施設等再編支援事業補助金で、歳入でも申し上げました熊本地震復旧復興基金事業の一つとして、神社や鳥居などの修復に対する補助でございます。以下、8目電子計算費に419万円を追加いたします。これは総合行政システムの改修で、障がい福祉システムや国民年金システムとの情報連携を目的とするものです。

また、住民基本台帳システム改修として、マイナンバーカードの結婚前の旧姓、名字が変わります。こういったものへの対応を目的としたものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います、

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費に570万2,000円を追加いたします。増額の主なものは、19節の負担金、補助及び交付金、介護予防拠点整備事業補助金530万4,000円です。筋

トレ等々の公民館等の拠点改修に対する補助でございます。

次いで、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費に113万7,000円を追加いたします。これは熊本地震復旧復興基金事業の中の共同墓地復旧支援補助金とするものでございます。

14ページをごらんください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務振興費の中の19節負担金、補助及び交付金388万5,000円を追加いたします。これは経営体育成支援事業補助金として、熊本地震により被災いたしました納屋の解体費用に対する補助金、それと熊本地利活用型農業競争力強化支援事業補助金として、農業機械、コンバイン等への補助金でございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

7款商工費、1項商工費、3目観光費に312万3,000円を追加いたします。

主なものとして大河ドラマ「いだてん」和水町推進協議会負担金として、30万円を計上いたしております。

その下、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に512万2,000円を追加いたします。この主なものとして歳入で説明いたしました7月の豪雨災害で事業費が40万円に満たない工事に対する補助金でございます。全部で24件でございます。その下、8項土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費に552万6,000円を追加いたします。これは町道中路立石線と皆行原線の側溝改修等を行うものでございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費を200万円減額いたします。歳入で説明いたしました吉地の里の自主防災事業申請の不採択によるものでございます。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費に355万円を追加いたします。この主なものといたしまして、17ページ上段の金栗四三生家建物調査業務委託料として、生家の平面図、立面図、また建物構造安全性の調査等を行い、今後の利活用等々の検討の資料とするものでございます。

続いて、2目体育施設費に186万4,000円を追加いたします。主なものといたしまして、修繕料72万、これは7月の豪雨により雨漏りをいたしましたふれあい会館の一部天井修理に充てるもの。また、工事請負費に82万円追加、これは熊本地震による資機材費、人件費の高騰から和水町体育館の屋根防水工事に追加補正するものでございます。

その下、11款災害復旧費につきましては、以下全て7月5日から10日までにかけて豪雨災害によるものでございます。まず、2目農地災害復旧費に1,950万円を追加いたします。これは農地2カ所、水路6カ所、道路1カ所の復旧に係る工事請負費です。その下、3目農林施設災害復旧費に1,270万円を追加いたします。これは民家裏の山林崩落復旧に要する設計監理委託料と工事請負費です。2カ所被害が確認されているところでございます。その下、公共土木災害復旧費に3,692万円を追加いたします。河川10カ所、道路1カ所に係る工事請負費を計上しております。

最後に、6ページの「第2表 地方債補正」について説明を申し上げます。

まず、土木費補助事業過疎債ソフトで対応いたします。補正額は470万円を追加し、3,470万の限度額とするものです。歳出補正の中で説明しました土木費補助に充当するものでございます。

次いで、災害復旧費、災害復旧事業債で対応いたします。補正額は1,040万円追加し、3,420万円の限度額とするものでございます。

歳出、10款教育費の自治公民館再建支援というところで説明、それと11款の公共土木施設災害復旧等々に充てるものでございます。

最後に、臨時財政対策債は、歳入の説明で申し上げましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

日程第11 議案第33号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第33号「平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 議案第33号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由の説明をいたします。

まず、表紙の裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

平成29年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ395万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,084万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

説明につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」の資料であります5ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

まず、7ページのほうをごらんいただきたいと思います。歳入のほうから御説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、こちらは特別調整交付金のほうを15万2,000円増額補正しております。この補正額としましては、今取り組んでおりますヘルスアップ事業として保健事業に対する交付金であります。歳入のほうで、今回、非常勤職員の社会保険料等が発生したことによる増額の補正となっております。

次に、6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金、特別調整交付金で5万円を増額補正しております。今回、この事業は新たにに取り組む税率の向上のためのコールセンター事業、こちらのほうも歳入のほうにあげておりますが、この10万円のうち2分の1に当たります5万円が増額となっている補正となります。

続きまして、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金21万8,000円の増額補正となっております。これは、事務費の増額により繰り入れ基準に基づいた一般会計からの繰入金の補正となっております。

続きまして、9款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、こちらは平成28年度6月で説明

しましたとおり、赤字決算となりましたので、基金の残額であります62万、これを全て取り崩して繰り入れるための補正となっております。

次に、10款繰越金、2項繰越金、2目その他の繰越金、こちらのほうは当初予算では前年度の繰り越しの見込みとしまして、437万4,000円を計上しておりましたが、平成28年度の決算で、先ほど申しましたとおり赤字ありましたので、繰り越しがない状態になっております。その分全額を減額ということで補正をしております。

最後に一番下の表が、11款諸収入、4項雑入、6目歳入欠陥補填収入、こちらのほうも補正第1号、6月の議会で計上しました28年度の繰上充用に伴います金額を今回基金を取り崩しまして、62万を繰り入れましたので、その分を減額として補正をあげております。

続きまして、8ページ、歳出のほうを御説明したいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2目、こちらは連合会の負担金としまして、その他一般会計の繰り入れ基準に係る増額分となっております。10月に開催されます国保地域医療学会、これ等に参加する負担金が増額となっております。

続きまして、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、こちらが歳入がありましたコールセンター事業の負担金として10万円を増額補正しております。この事業は、国保連合会が実施します国保税の新たな滞納者を出さないために、過年度の滞納がなく、納期限内に納付がなかった方、この方を町が指定しまして、その方に対しまして、夜間もしくは休日に電話による納付の確認や促進をするものです。100件を予定しております、1件当たり1,000円、10万円ということで計上しております。この事業は、今まで実施していなかった対象者に対しまして、自主納付の促進、これを行うことによりまして、新たな滞納者の防止と収税率の向上ということで、また催促状の送付事務とか、そういった事務の軽減を図っていきたいと考えております。

続きまして、1款総務費、3項運営協議会費、1目運営協議会費は、こちら国保運営協議会の費用として7万5,000円の増額をしております。今年度は、国保の都道府県化に伴いまして、当初は3回開催予定でしたが、4回、もう1回増やすこととする計画を立てましたので、1回分を補正としてあげております。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、これは平成26年度で退職者の医療制度が終了しまして、現在は経過措置のほうが適用されております。4月1日の時点では、これに該当する人が48名おりましたが、来年の3月31日現在時点では18人、30人減るという見込みがありましたので、1,579万2,000円の減額としております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

2款保険給付費、2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費、こちらは先ほどの退職者の被保険者のほうが減る分、一般被保険者のほうへ移行することに伴いまして、新たに一般保険者の中でも高額療養費が不足すると見込まれましたので、1,110万円、こちらのほうは増額の補正となっております。

続きまして、4款前期高齢者支援金、1項前期高齢者支援金、1目前期高齢者納付金、これは4月に国のほうから通知がありまして、前期高齢者70歳から74歳の割合に対します納付金の国の

基準のほうが大幅に変更されまして、また新たに新の基準のほうも設定されましたので、31万8,000円増額補正をしております。

最後に、8款保健事業費、1項保健事業費、2目疾病予防費、こちらがヘルスアップ事業にかかわります非常勤職員が保健指導等で長時間になりまして、1名の非常勤の方が、今までは扶養者対象から社会保険の適用になりましたので、15万2,000円の増額となっております。こちらのほうは、先ほど言いました歳入のほうで、特別交付金のほうで対応しております。

以上でございますが、8月22日に開催しました国保運営協議会のほうで諮問いたしまして、答申を受けたことを申し添えまして、議案第33号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明といたします。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第12 議案第34号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第34号「平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第34号、平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算の提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を開いていただきたいと思います。

平成29年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億898万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

1ページに第1表、歳入歳出予算補正につきましては、資料のほうを添付しておりますので、そちらに基づいて説明をさせていただきます。まず、私のほうからは歳出のほうから説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費の社会保険料39万8,000円を追加補正します。こちらは、本年の4月1日から厚生年金保険、健康保険の加入対象者が広がったことにより、29年度から新たに2名分が追加になりました。その分の追加でございます。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料の返還金330万7,000円を増額します。これは平成28年度決算に伴います支払基金への返還金となります。この交付金は、第2号被保険者40歳から64歳の保険料相当分として介護給付費に対しまして交付されたものです。それぞれ給付費の28%相当が支払基金から交付されております。これは28年度の決算によりまして、介護給付に対する交付金の精算に伴う支払基金への返還金となります。

続きまして、戻りまして5ページのほうをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金、2節過年度分地域支援事業支援交付金16万9,000円を追加補正します。こちらも平成28年度の決算によりまして、交付金受入額よりも所要額が上回った結果、支払基金からの追加交付になります。こちらも先ほど申しましたように、第2号被保険者分の地域支援事業交付に対して交付されるものでございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、1節その他一般会計繰入金の事務費繰入金39万8,000円の追加補正でございます。こちらは先ほど歳出で申し上げました保険料の一般会計からの繰入金でございます。

最後に、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金を313万8,000円追加補正します。これは歳入の財源調整によるものでございます。

以上で歳入歳出の説明を終わります。

議案第34号、平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第13 議案第35号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第35号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口幸広君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第35号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）について提案理由を説明いたします。

予算書の裏面をごらんください。

平成29年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,179万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

歳入について、説明いたします。5ページをごらんください。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金を1万2,000円減額し、1,198万8,000円とするものでございます。

内訳としましては、1節前年度繰越金を1万2,000円減額するものです。これは歳入財源調整でございます。

続きまして、歳出について説明します。6ページをごらんください。

1 款総務費、2 項施設管理費、1 目一般管理費を1万2,000円減額し、4億7,236万1,000円とするものです。

内訳としましては、11節需用費の修繕料171万6,000円増額し、15節の工事請負費を172万8,000円減額しております。需用費につきましては、老朽化により施設の空調設備、非常用通報装置の修繕、医務室の電気配線の修繕などとなっております。工事請負費につきましては、もみじが昨年居室の温度が下がらないため、当初予算でもみじにエアコンを新たに設置する予算を計上しておりましたけれども、本年度冷水ポンプの修繕やチラーのモーター修繕などを行い必要がなくなりましたので減額しております。

以上で、議案第35号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第14 議案第36号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第36号「平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第36号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をごらんください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,028万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の6ページをごらんください。

2 款土木費、1 項下水道費、1 目下水道施設運営費を86万4,000円増額し、3,010万4,000円となります。内訳として、15節工事請負費の増額補正でございます。工事請負費については、下水道接続工事の申請が増加したことにより、今回補正を行うものであります。

次に、歳入でございますが、予算書資料の5ページをごらんください。

5 款繰越金、1 目繰越金について、86万4,000円の増額補正をしております。これは事業費が増額したことにより、今回補正を行うものであります。

以上で、議案第36号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第15 議案第37号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第37号「平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第37号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をごらんください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億175万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の6ページをごらんください。

2款衛生費、1項下水道費、1目特定地域生活排水処理施設管理費を62万5,000円増額し、7,734万2,000円となります。

内訳として、11節需用費の増額補正でございます。11節需用費の修繕料62万5,000円増額補正するものです。これは浄化槽ブロアーの修繕件数が増加したため、今回補正を行うものであります。

次に、歳入でございますが、予算書資料の5ページをごらんください。

6款繰越金、1目繰越金について、62万5,000円の増額補正をしております。これは事業費が増額したことにより、今回補正を行うものであります。

以上で、議案第37号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第16 議案第38号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第38号「平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 議案第38号、平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面のほうをお開きください。

平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,027万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも償還金及び還付金に対する補正のみとなっております。この還付金という部分が、保険者が死亡された場合、公的年金から特別徴収等で納付された保険料に対しまして、返納不要リストというのを確認した上で、相続人等へ保険料の還付を行います。年度末の被保険者の死亡の場合は、出納閉鎖期間後に、この返納率が届きますので、今年度も例年どおり実績を積算しまして、7万円を当初計上しておりました。

しかし、12月に新聞報道とかにもありましたとおり、後期高齢者医療連合会の電算システムの設定のほうに誤りがありまして、本年4月に再計算がされまして、和水町のほうでも過年度分の還付というのが該当がありまして、その分を当初予算で計上しておりました7万円で全額支出することとなっております。

そこで、今回新たに当初予算と同じように積算額をいたしまして、元に戻して7万円、これを歳入歳出ともに、それぞれ増額する補正となっております。

以上で、議案第38号、平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)の提案理由の説明といたします。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第17 議案第40号 指定管理者の指定について

○議長(杉本和彰君) 日程第17、議案第40号「指定管理者の指定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長(前渕康彦君) 議案第40号、指定管理者の指定についての提案理由の説明を申し上げます。

和水江田川カヌー・キャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、和水江田川カヌー・キャンプ場。
 - 2、指定管理者となる団体、熊本市北区四方寄町562番地1、株式会社あんしんCo.,Ltd.、代表取締役社長與田正昭。
 - 3、指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。
- 提案理由の説明でございます。

和水江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

訂正を申し上げます。

2の指定管理者となる団体で、先ほど、社長のお名前を「オキタ」と申し上げましたが、「ヨ
ダマサアキ」でございます。大変失礼いたしました。

以上で、議案第40号、指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第18 認定第1号 平成28年度和水町一般会計歳入歳出決算

日程第19 認定第2号 平成28年和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第20 認定第3号 平成28年和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

日程第21 認定第4号 平成28年和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

日程第22 認定第5号 平成28年和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

日程第23 認定第6号 平成28年和水町下水道事業会計歳入歳出決算

日程第24 認定第7号 平成28年和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

日程第25 認定第8号 平成28年和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

日程第26 認定第9号 平成28年和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

日程第27 認定第10号 平成28年度和水町病院事業会計決算

○議長（杉本和彰君） 日程第18、認定第1号、平成28年度和水町一般会計歳入歳出決算から日
程第27、認定第10号、平成28年度和水町病院事業会計決算までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者 池本文雄君

○会計管理者（池本文雄君） 認定第1号の平成28年度和水町一般会計歳入歳出決算から認定第
9号、平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算までの九つの会計について、一括
して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意
見書を付けて議会の認定に付さなければならないため提案するものでございます。お手元に別紙
で、平成28年度各会計歳入歳出決算総括表があるかと思います。それに基づきまして、説明いた
します。

それでは、総括表を読み上げながら各会計決算書ページを照らし合わせながら、提案理由の説
明とさせていただきます。各会計とも予算現額、歳入決算額、歳出決算額、翌年度繰越額、繰越
明許費繰越額、差引残額の順に読み上げます。

まず、認定第1号、一般会計歳入歳出決算書、3ページになります。

3ページのA列、73億3,163万8,000円、同ページC列、75億3,534万5,171円。

5ページ、B列、65億5,050万8,291円、同ページ、C列、6億2,249万5,000円のうち、財源の
説明でございますけれども、国費が2億7,410万2,000円、県補助8,329万5,000円、起債1億
3,920万円。

その他320万8,000円、一般財源1億2,269万円であります。

92ページに翌年度へ繰り越すべき財源、一般財源のみを繰り越しいたします。

他会計は29年度確定し、歳入として入金されます。同ページ、差引総額9億8,483万6,880円。

次に、認定第2号、国民健康保険事業会計歳入歳出決算書、2ページ、A列、16億7,193万3,000円、同ページ、C列、16億3,023万4,437円、4ページ、B列、16億3,428万6,207円。

5ページ、繰上充用405万1,770円。

決算書19ページになります。差引残額マイナスの405万1,770円であります。

次に、認定第3号、介護保険事業会計歳入歳出決算書、1ページであります。

A列、14億8,154万2,000円、同ページ、C列、16億1,514万8,625円、2ページ、B列、14億2,803万6,651円。

14ページ、差引残額1億8,711万1,974円あります。

次に、認定第4号、特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算書、1ページ、A列、5億1,537万2,000円、同ページ、C列、5億1,473万8,082円、2ページ、B列、4億9,930万3,351円。

11ページ差引残額1,543万4,731円。

次に、認定第5号、簡易水道事業会計歳入歳出決算書、1ページでございます。A列、1億7,237万8,000円、同ページ、C列、1億5,499万1,674円、2ページ、B列、1億3,493万3,005円、同ページ、C列、3,490万1,000円の財源は国庫補助1,393万円、起債借上1,390万円、一般財源707万1,000円あります。

8ページの翌年度へ繰り越すべき財源は、一般財源707万1,000円です。

差引残額2,005万8,669円。

次に、認定第6号、下水道事業会計歳入歳出決算書、1ページ、A列、1億1,565万円、同ページ、C列、1億1,723万6,284円。2ページ、B列、1億941万1,345円。

8ページ、差引残額782万4,939円でございます。

次に、認定第7号、特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算書、1ページ、A列、9,191万7,000円、同ページ、C列、8,868万6,245円。2ページ、B列、8,248万8,075円。

7ページ、差引残額619万8,170円。

次に、認定第8号、春富財産区特別会計歳入歳出決算書、1ページでございます。A列、28万1,000円、同ページ、C列、120万7,990円、2ページ、C列、14万280円。

6ページ、差引残額106万7,710円。

次に、認定第9号、後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書、1ページ、A列、1億4,606万2,000円、同ページ、C列、1億4,814万1,059円、2ページ、B列、1億4,302万5,563円。

8ページでございます。差引残額511万5,496円あります。

以上で、平成28年度の九つの会計の決算の提案理由の説明をいたしました。

また、各委員会におきまして、決算説明を各課から詳しく説明がありますので、御審議いただきまして、御承認賜りますよう、よろしく願いいたしまして、説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）

病院事務部長 池田宝生君

○病院事務部長（池田宝生君） それでは、認定第10号、平成28年度和水町病院事業会計決算につきまして、提案理由の説明をいたします。

和水町病院事業会計は、平成25年度から公営企業法の全部適用を受けております。地方公営企業法第30条第4項で、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならないと規定されているため提案するものでございます。

同じく、総括表のほうで説明いたします。

病院事業会計につきましては、収益的収支決算により報告いたします。

予算現額 9 億5,066万7,000円、歳入決算額 9 億2,476万577円、歳出決算額 9 億3,999万724円で、差し引き1,523万147円の赤字となっております。

以上で、認定第10号、平成28年度和水町病院事業会計決算につきまして、提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。

認定第1号、平成28年度和水町一般会計歳入歳出決算から認定第10号、平成28年度和水町病院事業会計決算までの審査については、常任委員会の休会中の審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第10号までの審査については、常任委員会の休会中の審査とすることに決定しました。

日程第28 陳情等の委員会付託等について

○議長（杉本和彰君） 日程第28号「陳情等の委員会付託等について」は、本日までに受理した陳情等は、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

○議長（杉本和彰君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

11日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後0時19分